住宅等を新築、購入される方

| 1 | まず、補助対象であるか確認し | <u>ましょう。</u> | | |
|---|----------------------------------|----------------|-------------|------------|
| 次の すべてに該当 することが必要です。該当するときは、🗷してください。 | | | | |
| | 建築基準法に適合します。 | | | |
| | 埼玉県内に新築される住宅です(埼玉県内の建売住宅を購入します)。 | | | |
| | 【住宅以外の例】 | | | |
| | Q&Aをご覧ください。 | | | |
| | 平成30年10月1日以降に工事請負勢 | 契約(売買契約)を締 | 結しました。 | |
| | 令和2年2月29日までに木工事が完了します。 | | | |
| | 【木工事完了とは】 | | | |
| | Q&Aをご覧ください。 | | | |
| | 埼玉県内に事業所又は営業所がある工程 | 8店等が建築します。 | | |
| | | | | |
| 次の いずれかに該当 することが必要です。該当する方に、☑してください。 | | | | |
| ごオ | 明な点は、工務店等にお聞きください。 | | | |
| | 「木材使用量割合」が、60%以上です | ├ 。 | | |
| | 県産木材の使用量は? | _ | | _立方メートル…① |
| | 県産以外の木材の使用量は? | _ | | _立方メートル…② |
| | ①と②の合計(全木材使用量)は? | 1)+2=_ | | _立方メートル…③ |
| | 県産木材の割合は? | ①÷③×10 | O= | _% ←60%以上? |
| | 「延床面積割合」が、60%以上です。 | | | |
| | 県産木材の使用量は? | _ | | _立方メートル…① |
| | 新築(購入)する住宅等の延床面積は? | _ | | _平方メートル…② |
| | ②に0.15を掛ける(みなし全木材使用量 | e) と? ②×0.15=_ | | _立方メートル…③ |
| | 全ての合板の使用量は? | - | | _立方メートル…④ |
| | ④のうち県産木材合板の使用量は? | - | | _立方メートル…⑤ |
| | ③から④を引いて⑤を足すと? | 3-4+5= | | _立方メートル…⑥ |
| | 県産木材の割合は? | ①÷⑥×10 |)= <u> </u> | _% ←60%以上? |
| | | | | |
| | この数字が 100%を超えることがありますが、間違い | | | |
| | ではないので、そのままその数値をご記入ください。 | | | |

【「木材使用量割合」が60%以上になる場合】

「木材使用量割合」で申込んでください。「延床面積割合」を計算する必要はありません。

2 申込み及び交付申請の準備をします。

様式1-1「彩の木補助事業補助金申込書兼交付申請書【新築、購入用】」を作成します。

なお、次のア又はイいずれかを満たす場合は、一律50,000円を加算できます。要件に該当するときは、 様式の所定のところに必ずチェックしてください(予定で構いません)。

要件ア:さいたま県産木材の無垢の柱を使用している真壁造りの和室が1室以上ある。

要件イ:さいたま県産木材の無垢の梁・桁をあらわしで使用している居室が1室以上ある。

【補助金の加算要件(無垢・真壁造り・あらわしなどの用語の定義について)】

補助金の加算要件に係る詳細についてをご覧ください。

様式2「建築現場位置図」を作成します。既存の地図を様式に貼る、あるいは別紙として添付しても 構いません。

様式3-1「彩の木補助事業補助金木材使用量計算書【計画量】」の作成は、工務店や木材供給業者 等に依頼してください。木材供給業者(プレカット工場を含む)が作成した「木拾表」(県産木材、そ の他の木材の区別を明確にしたもの)の添付に替えていただいても構いません。「計画量」なのでその 後の使用量に変更があっても問題ありませんが、補助対象要件を満たしていなければなりません。

3 書類を提出します。

書類を整えて木材協会に郵送又は持参します。

〆切:令和2年2月14日(金)必着(予定数に達し次第終了)

4 補助金利用予定者登録通知書がお手元に届きます。

申込書兼交付申請書と必要な関係書類を木材協会に提出すると、2週間前後で木材協会から様式4 「平成31年度(令和元年度)彩の木補助事業補助金利用予定者登録通知書」がお手元に届きます。

5 木工事完了報告及び補助金請求の準備をします。

木工事完了後2週間以内に、木材協会あて木工事の完了を報告します。使用する様式は、様式6-1 「彩の木補助事業補助金木工事完了報告書兼請求書【新築、購入用】」です。様式は、補助金利用予定者登録通知書をお送りする際に同封します。申込書兼交付申請書に記載された内容に基づき、「1 住宅等の概要」欄は印字されていますのでご確認いただき、☑してください。変更があるときは、赤字の二重線で抹消のうえ変更後の内容をご記入ください。それ以外の欄には、必要事項を漏れなくご記入ください。

様式3-2「彩の木補助事業補助金木材使用量計算書【実績量】」の作成は、工務店や木材供給業者 等に依頼してください。木材供給業者(プレカット工場を含む)が作成した「納品書」(県産木材、そ の他の木材の区別を明確にしたもの)の添付に替えていただいても構いません。この実績量は、添付書 類として必要な「さいたま県産木材販売伝票の写し」に記載されている数量と合致あるいは伝票に記載 されている数量以下になります。

なお、次のア又はイいずれかを満たす場合は、一律50,000円を加算できます。要件に該当するときは、

様式7「彩の木補助事業補助金加算申請書【新築、購入の場合のみ】」を作成してください。

要件ア:さいたま県産木材の無垢の柱を使用している真壁造りの和室が1室以上ある。

要件イ:さいたま県産木材の無垢の梁・桁をあらわしで使用している居室が1室以上ある。

【補助金の加算要件(無垢・真壁造り・あらわしなどの用語の定義について)】

補助金の加算要件に係る詳細についてをご覧ください。

6 書類を提出します。

書類を整えて木材協会に郵送又は持参します。

最終〆切:令和2年3月6日(金)必着

7 木材協会の検査員が現地検査を実施します。

木工事完了報告書兼請求書と必要な関係書類を木材協会に提出すると、木材協会でその内容を審査します。審査には通常4週間程度かかります。この間に、現地検査を実施することがあります(木工事完了報告書兼請求書を提出していただく前に実施することもあります)。実施する場合には、あらかじめ検査員から工務店等にご連絡させていただきます。

8 交付決定及び確定通知書がお手元に届き、補助金が交付されます。

審査の結果、補助対象住宅等の要件に適合すると認められると、木材協会から様式8「平成31年度 (令和元年度)彩の木補助事業補助金交付決定及び確定通知書」がお手元に届きます。それから1週間 以内に、交付決定及び確定通知書に記載された交付金額をご指定口座に振り込みます。振込の通知はし ませんので、ご指定口座の記帳をするなどしてご確認ください。